

令和元年(行ク)第207号 緊急命令の申立て事件
(基本事件・東京地方裁判所平成30年(行ウ)第566号不当労働行為救済命令
取消請求事件)

決定

申立人 中央労働委員会

被申立人 社会福祉法人Y

申立人補助参加人 Z1労働組合

(以下「本件組合」という。)

申立人補助参加人 A2労働組合Z2本部

(以下、本件組合と併せて「補助参加人ら」という。)

主文

- 1 被申立人は、被申立人を原告、国を被告とする当庁平成30年(行ウ)第566号不当労働行為救済命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、申立人が中労委平成29年(不再)第23号事件について発した命令によって維持するものとした、沖縄県労委平成28年(不)第1号事件について沖縄県労働委員会がした平成29年3月9日付け命令の主文第1項及び第2項に従い、
 - (1) 被申立人は、本件組合の組合員であるA1に対して行った平成27年4月7日付け懲戒処分を取り消すとともに、同人に対し、同懲戒処分によって減額された給与相当額を支払わなければならない。
 - (2) 被申立人は、平成27年6月の上記A1に対する賞与について、被申立人の賞与の計算式により、掛率を1.1、支給率及び査定率を100パーセントとして算出した額を、行事不参加の回数に応じた減額を行うことなく、同人に対して支払わなければならない。
- 2 申立費用は、補助参加によって生じたものを含め、被申立人の負担とする。

理由

- 1 申立ての趣旨及び理由は、別紙1の「緊急命令申立書」記載のとおりであり、これに対する被申立人の意見は、別紙2の「意見書」記載のとおりである。

申立人が被申立人に対し履行を求める沖縄県労委平成28年(不)第1号事件について沖縄県労働委員会がした平成29年3月9日付け命令(以下「本件初審命令」という。)の主文第1項及び第2項は、別紙3のとおりである。
- 2 一件記録によれば、申立人が本件初審命令を維持するものとした中労委平成29年(不再)第23号事件の平成30年10月17日付けの命令(以下「本件命令」という。)は、その認定及び判断において正当であり、適法であると認められる。
- 3 また、一件記録によれば、現在、本件組合の組合員は、A1氏(以下「A1氏」という。)のみであるが、被申立人は、現在まで、本件命令が事実誤認及び不当な判断を含む違法なものであるとして、本件初審命令の主文第1項及び第2項を履行しておらず、本件初審命令及び本件命令において不当労働行為で

あるとされた平成27年4月7日付け懲戒処分(減給3662円)及び同年6月の賞与不支給(なお、当時のA1氏の基本給は16万0947円であった。)の後も、A1氏に対し、同年8月31日付け懲戒処分(出勤停止3か月)、同年9月の賃下げ(基本給を月額14万5000円に減額)、同年12月及び平成28年6月の賞与不支給、同年9月の賃下げ(基本給を月額13万1000円に減額)、平成29年12月28日付け懲戒処分(減給3407円)等を行い、これらの不当労働行為該当性について、中央労働委員会又は沖縄県労働委員会において審理中であることが認められる。これらの事情からうかがわれるA1氏の現在の経済状況等によれば、本件命令の取消請求事件(当庁平成30年(行ウ)第566号)の判決の確定に至るまで被申立人が本件初審命令の主文第1項及び第2項を履行しない状態が継続した場合、A1氏に相応の損害が生じる状況が更に継続することになるのみならず、A1氏が本件組合の活動を躊躇したり、被申立人における就労を継続することが困難となったりして、本件組合の活動やその存続自体が困難となるおそれも否定できないから、緊急命令を発する必要性があるというべきである。

これに対し、被申立人は、①被申立人と本件組合との間の別件訴訟における控訴審(福岡高等裁判所那覇支部平成31年(ネ)第18号損害賠償等請求控訴事件)の判決が令和元年11月12日に言い渡される予定であるところ、その内容次第では、被申立人が上告等をせずに本件初審命令の主文第1項及び第2項を履行する可能性も十分に考えられること、②被申立人は、A1氏に対し、平成29年12月28日付け懲戒処分を行って以降は、懲戒処分、賞与不支給、賃下げ等を行っておらず、現在は本件組合と緊張関係にあるわけではなく、これまでA1氏が組合活動を継続することができているとおり、A1氏が疲弊してはいないことなどから、緊急命令を発する必要性がない旨を主張する。

しかし、上記のとおり、被申立人は、これまで2年以上にわたり、本件初審命令が事実誤認及び不当な判断を含む違法なものであるとして、本件初審命令の主文第1項及び第2項を履行してこなかったものであり、今後、本件命令の取消請求事件の判決の確定に至るまで、上記各項を履行するかは不明であるといわざるを得ない。さらに、これまで判示したところによれば、現在までに被申立人と本件組合との緊張関係が解消されたとか、A1氏が疲弊していないなどということもできず、その他、被申立人が種々指摘する点を考慮しても、緊急命令を発する必要性を認めるのが相当である。

4 よって、主文のとおり決定する。

令和元年11月28日

東京地方裁判所民事第36部

別紙省略